

公益社団法人知財経営協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人知財経営協会と称する。

- 2 この法人の英語名称を The Society of Intellectual Revolution
(略称をS I R) とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、知識経済社会における知財（知的財産及び知的財産権）の重要性に鑑み、新しい知財パラダイムの創出活動を通じて、知財に関する学術研究の振興、公正な経済活動の振興、国民の利益の増進、国民の知財意識の向上、研究不正の防止、文化および芸術の振興、地域ブランドの創造保護育成による地域の振興、知財を尊重する共存共栄社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 知財に関する調査研究啓発事業
 - (2) 知財等に関する情報の登録活用事業
 - (3) その他協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の各事業は、日本全国及び海外において行う事ができるものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって公益社団法人および一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し協会運営に関わるために入会した団体又は個人
- (2) 一般賛助会員 この法人の事業を利用もしくは賛助するために入会した団体又は個人

(入会)

第6条 この協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、理事長の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 会員は、社員総会において定める会費を支払わねばならない。

- 2 理事会において、この協会への特別な功労が認められた会員は、前第1項の会費を減免することができる。

(退会)

第8条 会員は、理事会が定める退会に関する手続きにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡又は解散したとき。
- (3) 会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総正会員が同意したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れる事ができない。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金等は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (3) 理事及び監事の報酬等の額並びにその規則
- (4) 会員の除名

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(開催)

第14条 この法人の社員総会は、定時社員総会として毎年1回毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

3 理事及び監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の議決を行わなければならない。

(書面決議等)

第19条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法によって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、正会員の全員が書面又は電磁氣的記録手段により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事の 1 名は、前項の議事録に署名する。

第 5 章 役員

(役員を設置)

第 2 1 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 7 名以内
- (2) 監事 1 名以上 2 名以内

(役員を選任等)

第 2 2 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事のうちから、代表理事 1 名を定め、代表理事をもって理事長とする。
- 3 理事のうちから業務執行理事として、副理事長、専務理事及び常務理事を定めることができる。
- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事も同様とする。

(理事の職務・権限)

第 2 3 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるときは又は理事長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び業務を執行する理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第 2 4 条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作

成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事及び監事の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結までとし、再任を妨げない。

- 3 理事及び監事は、第21条で定めた理事及び監事の員数がかけた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

- 4 定時社員総会以外の社員総会で新たに選任された理事及び監事の任期は、当該定時社員総会で選任された理事及び監事の任期と同じとし、再任を妨げない。

(解任)

第26条 理事及び監事は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づかなければならない。

(報酬等)

第27条 理事及び監事には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関する必要な事項は、社員総会の決議により別に定める理事及び監事の報酬等の規則による。

(損害賠償責任及び責任の一部免除)

第28条 理事又は監事は、その責任を怠ったときは、この法人に対して、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 この法人は、前項の責任について法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、公益社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事は、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第23条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名する。

第7章 会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所（及び、従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号から第6号までの書類について承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第38条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 名誉員、賛助員並びに事務局

(設置等)

- 第39条 この法人に若干名の名誉員及び賛助員を置くことができる。

- 2 この法人に多大の功労があった者は、理事会の決議により、この法人の名誉員として名誉称号を贈ることができる。
- 3 この法人の活動を支援するために、学識経験者等を賛助員（アドバイザーボードメンバー）として置くことができる。賛助員に関する必要な事項は理事会で定める。
- 4 この法人に対する名誉毀損等の好ましくない行為を行った名誉員や賛助員は、理事会の決議により、名誉員及び名誉称号の取り消しや賛助員の解任ができるものとする。
- 5 この法人の事務を処理するために、事務局を置くことができる。事務局に関する必要な事項は理事会で定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第40条 この定款は、第42条及び第43条の規定を除き、社員総会の決議において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第41条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法等

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法で行う。

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議によって定めることができる。

- 2 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会等を設置し、その運営等に必要な事項を定めることができる。